



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

性犯罪被害者等のための総合支援 に関する実証的調査研究報告書

性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究報告書

平成29年3月

内閣府男女共同参画局



内閣府男女共同参画局推進課

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (大代表)

FAX: 03-3592-0408

ホームページ <http://www.gender.go.jp/>

平成29年3月

内閣府男女共同参画局

目次

はじめに	1
I 事業の概要	4
II 効果の検証	8
III 各地方公共団体における事業実施状況	
<1 ワンストップ支援センター既設の地方公共団体>	
1 北海道	19
2 山形県	25
3 東京都	36
4 新潟県	48
5 福井県	62
6 長野県	72
7 岐阜県	79
8 三重県	86
9 滋賀県	94
10 京都府	105
11 大阪府	122
12 兵庫県	133
13 鳥取県	151
14 広島県	170
15 山口県	176

16	徳島県	183
17	福岡県	196
18	大分県	204
19	名古屋市	209

<2 ワンストップ支援センター未設置の地方公共団体>

1	秋田県	229
2	香川県	234

参考資料

1	地方公共団体に関与している「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」一覧	242
2	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 開設・運営の手引き（抄）	243
3	第4次男女共同参画基本計画（抜粋）	245

はじめに

女性に対する性犯罪・性暴力は、人権を著しく踏みにじる許されざる行為である。その被害者支援において重要なことは、性犯罪被害者等が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制と、心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備して、被害者の負担をできるだけ少なくすることである。

このため、政府としては、被害直後から相談を受け、医療的な支援、心理的支援などを可能な限り一か所で提供するワンストップ支援センターを全国各地に整備することとしている。

具体的には、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）において、平成32年までに行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置数を各都道府県最低1か所とするとの成果目標を設定し、その取組を進めており、平成29年3月現在、36都道府県においてワンストップ支援センターが設置されている。

今後は、その目標の達成に向けて、更なる取組が求められている。

内閣府（男女共同参画局）では、平成26年度から地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者支援の取組を実証的に調査研究する事業を開始し、3年目となる平成28年度も本調査研究事業を実施した。本報告書は、調査研究対象となった21の地方公共団体において計画・実施した事業の取組結果及び今後の課題等について取りまとめたものである。

本報告書が、地方公共団体におけるワンストップ支援センターのさらなる開設や相談支援の拡充等に向けて有効に活用されるとともに、積極的な取組が更に広がることを期待する。